九七　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された欧州連合薬物機関の標章を指定した件　二三 139 四一

九八　商標法第四条第一項第三号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知された国際刑事裁判所の標章を指定した件　二三 139 四二

九九　商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、世界知的所有権機関の国際事務局から通知されたハンガリーの監督用又は証明用の印章又は記号を指定した件　二三 139 四二

一〇〇　商標法第四条第一項第五号の規定に基づき、昭和四十八年通商産業省告示第二十号（不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）及び商標法の規定に基づき、マルタ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国およびイラン帝国の記章ならびにマルタ、スペイン国およびオランダ王国政府の印象および記号を指定した件）の一部を改正した件　二三 139 四四

一〇一　中小企業信用保険法第二条第五項第七号の規定に基づく同号の金融取引の調整を指定する件　二五

一〇二　重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示　三〇 三

一〇三　中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の一部を改正する件　三〇 六

一〇四　高圧ガス保安法第二十条第一項ただし書の規定に基づき、指定完成検査機関を指定した件　三〇 147 三九

一〇五　高圧ガス保安法第三十五条第一項第一号の規定に基づき、指定保安検査機関を指定した件　三〇 147 三九

一〇六　中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件　三〇 147 四一

○経済産業省、環境省

五　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則に基づき経済産業大臣、環境大臣が定める事項の一部を改正する告示　一六 七

○国土交通省

四三三　海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件の一部を改正する件　二 六

四三四　高速自動車国道に関する件　二 六

四三五　租税特別措置法施行令第二十六条第十八項及び第二十六条の四第十七項の規定に基づき、令和二年国土交通省告示第七百八号の一部を改正する件　二 六

四三六　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　二 六

四三七　指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示　二 121 七

四三八　特定社会基盤事業者の住所の変更を公示する件　三 六

四三九　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　三 六

四四〇　高速自動車国道に関する件　四 六

四四一　信号符字を点附した件　四 六

四四二　信号符字を取り消した件　四 六

四四三　船舶国籍証書を無効とした件　四 六

四四四　砂防法第二条の土地を指定する件　四 六

四四五　地すべり防止区域を指定する件　五 六

四四六　料金を徴収しない車両を定める告示の一部を改正する告示　六 二

四四七　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　六 七

四五〇　自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示　九 三

四五一　船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件　九 五

四五二　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件　九 六

四五三　建設業法に基づく登録技術試験実施機関の登録事項の変更の届出があった件　一一 九

四五四　航空法第二十九条第四項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示の一部を改正する告示　一一 128 三七

四五五　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認を受けた件　一二 五

四五六　福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件　一二 130 四

四五七　土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件　一三 131 五一

四五八　山形空港の施設について告示した事項に変更があった件　一三 131 五二

四五九　国土交通省の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示　一六 132 一

四六〇　国土交通省の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件の一部を改正する告示　一六 132 三